福祉医療・ 福祉手当の制度





子育てや福祉関係の制度をまとめて紹介します。制度の詳細は、 ホームページ又は各問い合わせ先で確認してください。

福祉医療 (医療費の助成)

対 各種健康保険に加入しており、生活保護を受けていない人

(8月1日時点)

区分	名称	対象	診療を受ける場合	受給者証 期限	持ち物	問合せ
子ども・母子・父子家庭	- - 元気っ子 - 医療 -	18歳到達後の3月31日まで		 18歳到達 年度末まで	1	
	母子家庭等医療	・母子家庭又は父子家庭で、18歳未満の児童とその母又は父 ・父又は母が障害(身障手帳1・2級程度)である18歳未満の児童とその父 又は母 ・父母のいない18歳未満の児童 ※「18歳未満の児童」とは18歳到達年度の末日までの児童です。また、父 母(扶養義務者)の所得に制限があります。		毎年11月1日~ 翌年10月31日	112	国保年金課 医療係 ● 95-9892
障害者	障害者医療	・身障手帳の障害程度1~3級の人、4 級の指定を受けた腎臓機能障害及び4 ~6級の指定を受けた進行性筋萎縮症 の人 ・療育手帳A・Bを持つ人・自閉症状群 と診断された人		おおむね 3年で更新	13	
	精神障害者医療	 精神障害者保健福祉手帳1・2級を持つ 人		2年で更新		
		自立支援医療受給者(精神通院)を持 つ人	資格確認書に精神障害者医療費 受給者証と自立支援医療受給者 証を添えて医療機関窓□へ提出	1年で更新	15	
		精神障害により入院治療を受けている 人(入院中に申請が必要)	医療費の自己負担分は医療機関 窓口で支払い、領収書を添えて 市へ請求		156	
後期高齢者	後期高齢者福祉医療	後期高齢者医療保険加入者のうち、以下のいずれかに該当する人・障害者、精神障害者、戦傷病者及び母子家庭等医療の受給資格要件に該当する人・市民税非課税世帯に属しており、親族から経済的援助などを受けていない人で、3か月以上ねたきりの人又は一人暮らしの人	県内の医療機関 (入院・通院とも) 後期高齢者医療資格確認書に、マル福受給者証を添えて医療機関窓□へ提出 県外の医療機関 (入院・通院とも) 医療費の自己負担分は医療機関窓□で支払い、領収書を添えて 市へ請求	受給要件による	17	

図 ①健康保険資格を証明する書類又は保険情報が組付けされたマイナンバーカード②所得証明書(転入者)③ 身体障害者手帳又は療育手帳④診断書(手帳を持っていない人で自閉症状群と診断された場合)⑤精神障害者保 健福祉手帳、精神科医師の診断書又は自立支援医療受給者証(精神通院)⑥本人名義の通帳⑦そのほかの関係書 類(受給要件によって異なるため問い合わせてください)

福祉手当 (所得制限あり)

区分	名称	対象	手当額(月額)	支給月	持ち物	問合せ
子ども・ひとり親家庭	児童手当	高校生年代まで(18歳到達後の最初の年度末まで)の児童を養育している人	所得制限限度額内 3歳未満の子 15,000円 3歳~高校生年代の子 第1・2子 10,000円 第3子以降 30,000円 ※第3子以降とは、大学生年代ま で(22歳到達後の最初の年度 未まで)の養育している児童の うち、3番目以降をいいます。	8月9		こども課
	こどもすこ やか手当		子ども1人につき 2,500円			子育て支援係 95-9886
	児童扶養手	父母が離婚、父又は母が死亡、父又は母が重度の障害の状態にある子ども(18歳到達後の最初の年度末まで。ただし、特定の障害がある児童の場合は20歳未満)を養育している人※こどもすこやか手当、県遺児手当、児童扶	子ども1人の場合11,010円~46,690円 2人目以降は1人増すごとに 5,520円~11,030円加算 ※所得により手当額が異なります。	1月 3月 5月 7月		
	県遺児手当	養手当は申請前に聞き取りを行います。	子ども1人につき 4,350円 ※4・5年目は2,175円です。	9月 11月	1 2 4 5 8 9	
障害者	特別児童扶養手当	20歳未満の重度(身体障害者手帳1~3級程度 か療育手帳A・B程度)の障害児を監護する父 か母、又は養育している人(手帳を所持して いない人も診断書により手当の対象となる場 合あり)	重度 56,800円 中度 37,830円	4月 8月 5 6 11月 8 9		
	障害児福祉 手当	20歳未満で精神又は身体の重度の障害により、 日常生活に常時特別の介護を要する人	A種 23,000円 B種 17,250円 C種 16,100円	5月 8月		
	特別障害者手当	20歳以上で精神又は身体の重度の障害により、 日常生活に常時特別の介護を要する人(施設入 所中の人、継続して3か月以上入院の人を除く)	A種 36,440円 B種 30,040円 C種 29,590円	11月 2月	1 5	
	心身障害者手当	初回手帳交付時が64歳以下で、身体障害者手帳 1~6級、療育手帳A~C及び精神障害者保健福 祉手帳1~3級を持つ人	身障1級·療育(IQ35以下)· 精神1級 4,000円 身障2級·療育(IQ36~50以下)· 精神2級 3,500円 身障3級 3,000円 身障4~6級、療育(IQ51以上)、 精神3級 2,000円		6 8	福祉課社会福祉係 \$\\$95-9884
	在宅重度障害者手当	①身体障害者手帳1・2級かつIQ35以下の人②身体障害者手帳1・2級又はIQ35以下の人③身体障害者手帳3級かつIQ50以下の人※初回手帳交付が65歳以上の人(②③のみ)、施設入所中の人、3か月以上継続入院している人を除きます。また、IQ値は療育手帳の判定によります。	①15,500円 ②③6,750円	4月 8月 12月		
	外国人福祉 給付金	1年以上市内在住で1982年1月1日以前に満20歳に達していた重度障害者のうち、外国人登録をし、引き続き住民基本台帳に記録されている人(公的年金受給者を除く)	20,000円			
高齢者	在宅ねたき り高齢者等 福祉手当	ねたきり又は重度の認知症の状態が3か月以上継続している65歳以上の在宅の人(医療機関への入院、介護施設への入所などで在宅日数が1か月に10日を満たない人を除く)	5,000円	4月 8月	1	高齢介護課 高齢福祉係
	外国人福祉 給付金	1年以上市内在住の1926年4月1日以前生まれで、1982年1月1日以前に外国人登録をし、引き続き住民基本台帳に記録されている人(公的年金受給者を除く)	10,000円	12月	1 7	© 95-9888